

登米市教育委員会 3月臨時会議 会議録

会議の名称	令和2年第4回登米市教育委員会3月臨時会議	
開催日時	令和2年3月23日(月)	
	午後 1時30分 開会	
	午後 3時05分 閉会	
開催場所	登米市役所 中田庁舎2階 201会議室	
教育長氏名	教育長	高橋 富男
出席委員氏名	委員	畠山 信弘
	委員	小野寺 範子
	委員	大久保 芳彦
	委員	佐竹 美香
	委員	須藤 勝子
欠席委員	なし	
傍聴者	なし	
事務局職員氏名	教育部長	大森 國弘
	教育部次長	永浦 広巳
	教育部次長兼学校教育管理監	及川 幸男
	教育総務課長兼学校再編推進室長	小林 和仁
	学校教育課長	新田 公和
	生き生き学校支援室長	千葉 和幸
	生涯学習課長兼東京オリンピック・パラリンピック推進室長	日野 幸紀
	文化財文化振興室長	小野寺 和伸
書記	教育総務課 課長補佐	佐々木 清晴
議題	報告第5号	専決処分 ¹ の報告について(教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について)
	議案第13号	登米市いじめ防止対策調査委員会委員の委嘱について
	議案第14号	登米市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
	議案第15号	登米市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
	議案第16号	登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
	議案第17号	登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について
	議案第18号	登米市立幼稚園規則の一部を改正する規則について
	議案第19号	登米市教育研究所管理規則の一部を改正する規則について
	議案第20号	登米市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について
	議案第21号	登米市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について
	議案第22号	登米市適応指導教室管理規則の制定について(追加提案)
	議案第23号	登米市教育委員会に属する県費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規程の制定について(追加提案)
	議案第24号	社会教育主事の任命について(追加提案)
	議案第25号	登米市教育委員会事務局職員の人事について(追加提案)
会議結果	報告第5号	承認
	議案第13号	決定
	議案第14号	決定

會議結果	議案第 15 号	決定
	議案第 16 号	決定
	議案第 17 号	決定
	議案第 18 号	決定
	議案第 19 号	決定
	議案第 20 号	決定
	議案第 21 号	決定
	議案第 22 号	決定
	議案第 23 号	決定
	議案第 24 号	決定
	議案第 25 号	決定

議題・ 発言・ 結果	高橋教育長	(開会 (午後 1 時 3 0 分)) ただ今から、令和 2 年第 4 回登米市教育委員会 3 月臨時会議を開会 します。開会時間は午後 1 時 3 0 分とします。
	高橋教育長	会議録署名委員の指名を行います。 私から指名してよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、1 番 畠山委員、2 番 小野寺委員に お願いします。
	高橋教育長	日程第 1、報告第 5 号「専決処分の報告について (教育に関する事 件の議案に係る意見の聴取について)」を上程します。 事務局から説明をお願いします。
	大森教育部長	(議案を朗読)
	千葉生き生き 学校支援室長	(議案内容を別添資料に基づき説明)
	高橋教育長	説明が終わりました。ご質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
	高橋教育長	ご質問がないようですので、報告第 5 号「専決処分の報告について (教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について)」は、原案のと おり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、日程第 1、報告第 5 号「専決処分の報 告について(教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について)」は、 原案のとおり承認することとします。
	高橋教育長	日程第 2、議案第 1 3 号「登米市いじめ防止対策調査委員会委員の 委嘱について」を上程します。 事務局から説明をお願いします。
	大森教育部長	(議案を朗読)
	千葉生き生き 学校支援室長	(議案内容を別添資料に基づき説明)
	高橋教育長	説明が終わりました。ご質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
高橋教育長	質問がないようですので、議案第 1 3 号「登米市いじめ防止対策調 査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異 議ありませんか。	

議題・ 発言・ 結果		(「異議なし」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、日程第2、議案第13号「登米市いじめ防止対策調査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することとします。
	高橋教育長	お諮りいたします。 日程第3、議案第14号「登米市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」から日程第9、議案第20号「登米市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」まで、所管課ごと一括して説明し、質疑及び採決は1案件ずつとすることにご異議ありませんか。
		(「異議なし」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、初めに日程第3、議案第14号「登米市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」から日程第6、議案第17号「登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について」までを一括して上程します。 事務局から一括して説明をお願いします。
	大森教育部長	(議案第14号から議案第17号までを一括して朗読)
	小林教育総務課長兼学校再編推進室長	(議案内容を別添資料に基づき、一括して説明)
	高橋教育長	説明が終わりました。 初めに、議案第14号「登米市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」ご質問はありませんか。
	畠山委員	これまでの「嘱託職員」が「会計年度任用職員」という取り扱いになるということでしょうか。
	小林教育総務課長兼学校再編推進室長	そのとおりです。
高橋教育長	ほかにご質問はありませんか。 (「なし」の声あり)	
高橋教育長	ご質問がないようですので、議案第14号「登米市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)	
高橋教育長	ご異議がないようですので、日程第3、議案第14号「登米市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。	

議題・ 発言・ 結果	高橋教育長	次に、議案第15号「登米市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」ご質問はありませんか。
	畠山委員	これまでに、企画部企画政策課長に協議して公印を使用したことはあるのでしょうか。
	小林教育総務課長兼学校再編推進室長	私が教育部に来てからはありませんが、以前はあったかと思います。
	畠山委員	電話で協議をするのでしょうか。
	小林教育総務課長兼学校再編推進室長	文書で協議を行います。
	畠山委員	4月1日から企画部が無くなるため、総務部財政経営課長と協議を行うことになるということでしょうか。
	小林教育総務課長兼学校再編推進室長	そのとおりです。
	高橋教育長	ほかにご質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
	高橋教育長	ご質問がないようですので、議案第15号「登米市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、日程第4、議案第15号「登米市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。
	高橋教育長	次に、議案第16号「登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」ご質問はありませんか。
	須藤委員	教育研究所から教育支援センターとなり、目的がすっきりと分かりやすくされたと思いますが、第22条第2項第3号に「学校教育及び社会教育に関する調査及び研究に関すること。」とありますが、教育支援センターの事務分掌に社会教育がある理由と、どのようなことを行うのか教えていただきたい。
	千葉生き生き学校支援室長	本年度まで教育研究所として事業を行いますが、研究部に「心の教育研究部」があり、こちらに学校教育と社会教育が含まれ、研究部員が集められております。この部会は来年度までであるため、社会教育の調査、研究を残した理由です。なお、研究部員には生涯学習課の職員がなっておりますし、社会教育の調査研究も含んでおります。
	高橋教育長	ほかにご質問はありませんか。

議題・ 発言・ 結果		<p>(「なし」の声あり)</p> <p>高橋教育長 ご質問がないようですので、議案第16号「登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>高橋教育長 ご異議がないようですので、日程第5、議案第16号「登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。</p> <p>高橋教育長 次に、議案第17号「登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について」ご質問はありませんか。</p> <p>畠山委員 第2条の「教育委員会が次に掲げる事務」の「次に掲げる事務」を教えてください。</p> <p>小林教育総務課長兼学校再編推進室長 一つ目は、芸術文化振興支援事業補助金に関する事。二つ目は、文化協会活動支援事業補助金に関する事。三つ目は、高校生絵画展に関する事。四つ目は、芸術文化関係団体の育成指導に関する事。五つ目は、登米市文化協会に関する事。六つ目は、芸術文化の調査研究に関する事。七つ目は、芸術文化に関する事業の総合調整に関する事です。</p> <p>高橋教育長 ほかにご質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>高橋教育長 ご質問がないようですので、議案第17号「登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>高橋教育長 ご異議がないようですので、日程第6、議案第17号「登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。</p> <p>高橋教育長 日程第7、議案第18号「登米市立幼稚園規則の一部を改正する規則について」から日程第9、議案第20号「登米市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」までを一括して上程します。事務局から一括して説明をお願いします。</p> <p>大森教育部長 (議案第18号から議案第20号までを一括して朗読)</p> <p>新田学校教育課長、千葉生き生き学校支援室長 (議案内容を別添資料に基づき、一括して説明)</p>
------------------	--	---

議題・ 発言・ 結果	高橋教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>初めに、議案第18号「登米市立幼稚園規則の一部を改正する規則について」ご質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
	高橋教育長	<p>ご質問がないようですので、議案第18号「登米市立幼稚園規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
	高橋教育長	<p>ご異議がないようですので、日程第7、議案第18号「登米市立幼稚園規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。</p>
	高橋教育長	<p>次に、議案第19号「登米市教育研究所管理規則の一部を改正する規則について」ご質問はありませんか。</p>
	須藤委員	<p>新旧対照表の「登米市教育研究所管理規則」のタイトルそのものを直さなければ、登米市教育研究所の名称としての管理規則が残ってしまうのではないのでしょうか。</p>
	新田学校教育課長	<p>私の説明不足のようでしたが、資料4の8ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>現行が右側の欄で、その下に「登米市教育研究所管理規則」とあり、改正案が左側の欄で、そのすぐ下に「登米市教育支援センター管理規則」とありまして、この新旧対照表のように題名も改正されることとなります。</p>
	高橋教育長	<p>ほかにご質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
	高橋教育長	<p>ご質問がないようですので、議案第19号「登米市教育研究所管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
	高橋教育長	<p>ご異議がないようですので、日程第8、議案第19号「登米市教育研究所管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。</p>
	高橋教育長	<p>次に、議案第20号「登米市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」ご質問はありませんか。</p>
	大久保委員	<p>資料4の17ページ、第28条の「自宅から任用団体が指定する勤務場所への通勤場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。」の文言ですが、よく読んでも理解し難い部分があるように思います。</p> <p>勤務場所に行く場合に所属長にいちいち許可を得る必要がなく、逆に勤務場所に行ってから、自動車等を運転する場合に許可が必要とな</p>

議題・ 発言・ 結果	大久保委員	るということでしょうか。
	千葉生き生き 学校支援室長	基本は、割り振られている勤務校（園）以外のところに自動車等を 運転して行ってはならないということですが、確かにこの表現では、 意味が分かりづらいかも知れません。
	新田学校教育 課長	補足させていただきますが、例えば、どこどこ中学校勤務とメイン の勤務先に配置していますが、中学校とは別に小学校についても勤務 がでてまいります。以前は勤務先が一つの学校だけでしたが、現在は、 今日は〇〇中学校、明日は〇〇小学校、その次は〇〇小学校と学校を 回るケースがありますので、その部分を想定しての改正としておりま すが、確かに回りくどい表現になっていると思います。
	大久保委員	よく読めば理解できるかも知れませんが、この文言では一般的には 分かりづらいので、表現を変えることはできないでしょうか。
	新田学校教育 課長	法制担当からの指導もあり、このような改正内容となっているとこ ろですが、法制担当に再度、確認をしたいと思います。
	高橋教育長	ほかにご質問はありませんか。
	小野寺委員	第1条の趣旨で根拠法令が、労働基準法から地方公務員法への改正 ですが、第30条の公務災害補償では、地方公務員災害補償法から労 働者災害補償保険法への改正となっています。どうしてこのような改 正となるのか教えていただきたい。
	日野生涯学習 課長兼東京オ リンピック・ パラリンピ ック推進室長	現行では、第1条にある労働基準法をもって外国語指導助手の勤務 条件を定めてきましたが、公務上の災害となった場合には、各自治体 が定める補償制度が適用されるため、第30条で地方公務員災害補償 法を適用させるようにあえて規定しているものです。 今回、地方自治法と地方公務員法の改正により地方公共団体が任用 する外国語指導助手は、全て会計年度任用職員となり、その会計年度 任用職員の公務上の災害補償の取扱いが労働者災害補償保険法となっ ていることから、災害補償については、労働者災害補償保険法を適用 させるように改正するものです。
	高橋教育長	ほかにご質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
	高橋教育長	ご質問がないようですので、議案第20号「登米市外国語指導助手 任用規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定する ことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
高橋教育長	ご異議がないようですので、日程第9、議案第20号「登米市外国 語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」は、原案のと おり決定することとします。	
高橋教育長	日程第10、議案第21号「登米市社会教育指導員設置規則の一部 を改正する規則について」 を上程します。 事務局から説明をお願いします。	

議題・ 発言・ 結果	大森教育部長	(議案を朗読)
	日野生涯学習 課長兼東京オ リンピック・ パラリンピッ ク推進室長	(議案内容を別添資料に基づき説明)
	高橋教育長	説明が終わりました。ご質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
	高橋教育長	質問がないようですので、議案第21号「登米市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、日程第10、議案第21号「登米市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。
	高橋教育長	ここで午後2時35分まで休憩いたします。 (休憩 午後2時25分～午後2時35分)
	高橋教育長	会議を再開いたします。 お諮りいたします。事務局から議案第22号「登米市適応指導教室管理規則の制定について」、議案第23号「登米市教育委員会に属する県費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規程の制定について」、議案第24号「社会教育主事の任命について」、議案第25号「登米市教育委員会事務局職員の人事について」の4件について、追加提案の申出があります。 登米市教育委員会会議規則第12条の規定により、本件を議事に追加することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、議案第22号「登米市適応指導教室管理規則の制定について」、議案第23号「登米市教育委員会に属する県費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規程の制定について」、議案第24号「社会教育主事の任命について」、議案第25号「登米市教育委員会事務局職員の人事について」を日程に追加することとします。
	高橋教育長	日程第11、議案第22号「登米市適応指導教室管理規則の制定について」を上程します。 事務局から説明をお願いします。
	大森教育部長	(議案を朗読)
	新田学校教育 課長	(議案内容を別添資料に基づき説明)

議題・ 発言・ 結果	高橋教育長	説明が終わりました。ご質問はありませんか。
	畠山委員	資料6の第3条の内容については、今後も県の補助事業で実施していくのでしょうか。また、学習サポーターは、会計年度任用職員として市が給与等を支給することになるのでしょうか。
	新田学校教育課長	国の制度により、これまでの臨時職員、非常勤職員等が全て会計年度任用職員となるため、ご質問のとおり会計年度任用職員としての任用となります。また、子どもの心のケアハウスの運営事業に対する補助金については、来年度までは見込んでいるところでありますが、次年度以降については不透明であり、厳しい状況と聞いております。
	畠山委員	適応指導教室を運営する職員は何人になるのでしょうか。
	千葉生き生き学校支援室長	心のケアハウスが2名、けやき教室が2名、プラス心のケアハウスの学習サポーターと兼務のスーパーバイザー1名で会計年度任用職員を含めて、全部で5名になります。それ以外に相談員や指導員など7～8名になります。
	畠山委員	適応指導教室に、生き生き学校支援室の正規職員もいるのでしょうか。
	千葉生き生き学校支援室長	私が兼務の形で、4月1日からけやき教室の所長となります。
	高橋教育長	ほかにご質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
	高橋教育長	ご質問がないようですので、議案第22号「登米市適応指導教室管理規則の制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、日程第11、議案第22号「登米市適応指導教室管理規則の制定について」は、原案のとおり決定することとします。
	高橋教育長	日程第12、議案第23号「登米市教育委員会に属する県費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規程の制定について」を上程します。 事務局から説明をお願いします。
	大森教育部長	(議案を朗読)
	及川次長兼学校教育管理監 高橋教育長	(議案内容を別添資料に基づき説明) 説明が終わりました。ご質問はありませんか。
畠山委員	これまで、働き方改革について、教育委員会で調査や取り組みを2年ほど行ってきておりますが、その結果はどのようになっているのでしょうか。	

<p>議題・発言・結果</p>	<p>及川次長兼学校教育管理監</p> <p>畠山委員</p> <p>高橋教育長</p> <p>佐竹委員</p> <p>及川次長兼学校教育管理監</p> <p>佐竹委員</p> <p>高橋教育長</p> <p>高橋教育長</p> <p>高橋教育長</p> <p>高橋教育長</p> <p>高橋教育長</p> <p>高橋教育長</p> <p>大森教育部長</p> <p>小林教育総務課長兼学校再編推進室長</p>	<p>各学校で業務の見直し等をしていただき、在校時間については、少しずつですが、減少傾向にあります。今後は、この規程に沿った形で取り組みをさらに推進していきたいと考えております。</p> <p>教育委員会が、このような規程を示すことは大事であると思います。一番大切なことは、今後、それを現場で指導する校長や教頭の管理職の本気度、姿勢であると考えますので、教育委員会の指導についてよろしくをお願いします。</p> <p>ほかにご質問はありませんか。</p> <p>在校時間が長くなってしまふ大きな要因は何になるのでしょうか。</p> <p>通常であれば、日々の授業の準備と会議の持ち方等事務的な部分について、子ども達が帰ってからの仕事になるため、どうしても超過勤務となっているところが多いようです。中学校は、部活動の時間が超過勤務の要因となっていました。ガイドラインを作り、中学校の先生方の勤務時間について、本年度はかなり減ってきております。</p> <p>働き方改革が言われるようになってから、保護者が誤解をしていると思いますが、学校からの情報が少なくなったとか、宿題が急に少なくなったという話が出ております。先生方は、その辺のバランスもあり大変なんだろうなと感じています。</p> <p>働き方改革の目的は、子どもと向き合う時間の確保、子どもと向き合う時間を大切にすることが基本となります。だいぶ改善は進んできていますが、まだまだ改革や意図が通じるような働きかけが必要ですので、現在、示されている1か月45時間以内、年間360時間以内を守っていけるようにしたいと思います。</p> <p>ほかにご質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご質問がないようですので、議案第23号「登米市教育委員会に属する県費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規程の制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、日程第12、議案第23号「登米市教育委員会に属する県費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規程の制定について」は、原案のとおり決定することとします。</p> <p>日程第13、議案第24号「社会教育主事の任命について」を上程します。 事務局から説明をお願いします。 (議案を朗読)</p> <p>(議案内容を別添資料に基づき説明)</p>
-----------------	---	---

議題・ 発言・ 結果	高橋教育長	説明が終わりました。ご質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
	高橋教育長	ご質問がないようですので、議案第24号「社会教育主事の任命について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、日程第13、議案第24号「社会教育主事の任命について」は、原案のとおり決定することとします。
	高橋教育長	日程第14、議案第25号「登米市教育委員会事務局職員の人事について」 を上程します。 議案第25号は人事案件でありますので、登米市教育委員会会議規則第8条第1項の規定により、秘密会とさせていただきます。これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
	高橋教育長	ご異議がないようですので、日程第14、議案第25号につきましては、秘密会といたします。関係する職員以外の退席を求めます。 (関係する職員以外は退席) (秘密会) ※議案第25号「登米市教育委員会事務局職員の人事について」は、原案のとおり決定された。 ※議案第25号の議事は、登米市教育委員会会議規則第25条により、会議録に非記載。
	高橋教育長	以上で議事は全て終了しました。 午後3時05分、閉会を宣言します。 大変ご苦労様でした。 閉会（午後3時05分）
その他	その他 以下の2件について、資料に基づいて事務局から説明し、内容を確認していただきました。 (1)「令和2年度登米市教育委員会定例会議等の日程（案）について」 (2)「新型コロナウイルス対策関連の今後の対応状況について」 散会時間（午後3時37分）	

		<p>上記記録は正確であることを認め、ここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和2年 4月 日</p> <p>会議録署名委員</p> <p style="text-align: center;">委員 ①</p> <p style="text-align: center;">委員 ①</p>
--	--	--

その他の概要

- (1) 令和2年度登米市教育委員会定例会議等の日程(案)について
 (小林教育総務課長兼学校再編推進室長 説明)
 ・資料8により、令和2年度登米市教育委員会定例会議等の日程(案)について説明を行う。
- (2) その他「新型コロナウイルス対策関連の今後の対応状況について」(大森教育部長 説明)
 ・別添資料により、新型コロナウイルス対策関連の今後の対応状況について説明を行う。